

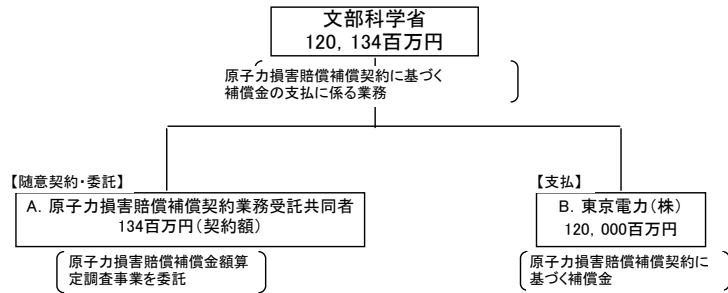
平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

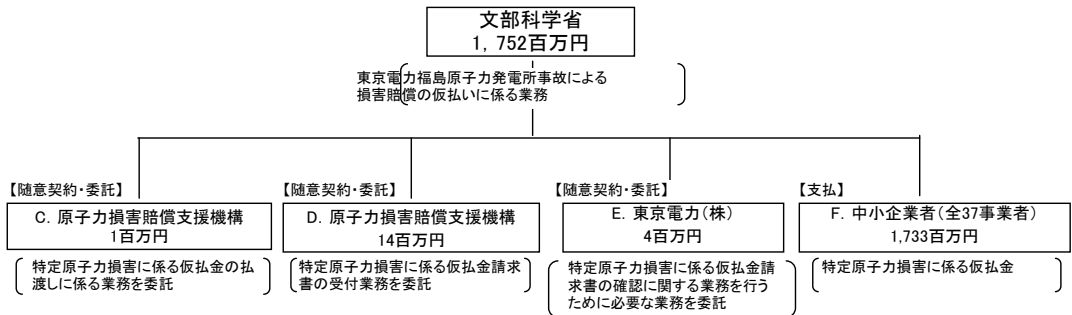
事業名	原子力損害賠償の補償等に必要な経費（復興関連事業）		担当部局庁	研究開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	参事官(原子力損害賠償担当)付	総括次長 篠崎 資志			
会計区分	一般会計		施策名	X I -2 原子力損害賠償補償契約に基づく補償の迅速、公平かつ適正な実施				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子力損害賠償の補償に関する法律 第10条 原子力損害賠償補償契約に関する法律 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令第6条の規定に基づき、文部科学大臣は、原子力事業者である東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から補償金の支払の請求があった場合は、当該請求があった日から三十日以内に補償金を支払うことにより、東京電力による被害者への迅速な賠償を図る。 ②「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(以下「仮払法」)に基づき、東京電力が本賠償の支払いまである程度の時間を要すると見込まれ、損害の概算額をある程度合理的に簡明な方法で算定できるものなど、本賠償を迅速に支払う見通しを立てられないとしている原子力損害について、緊急の措置として、被害者から請求があった場合には、国が、その損害の一部を補填するために仮払金を支払う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①東京電力福島第一原子力発電所における原子力損害賠償補償契約に基づき、国は東京電力に対し必要な補償金を支払う。迅速な支払に必要な業務の一部は、保険に関する専門的知識が必要であることから、国は損害保険会社6社が構成する原子力損害賠償補償契約業務受託共同者に当該業務を委託する。 ②東京電力による賠償の支払に時間を要する原子力損害について、緊急の措置として、国が、その損害の一部を填補するために仮払を行う。当面は、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県における観光業であって中小企業者が受けた風評被害を対象とし、被害者からの請求に基づき、審査を行い、東京電力が求償に応じることを確認した上で、速やかに請求者に対し仮払金を支払う。また、請求書の審査受付や支払業務を行うため、仮払法に基づき原子力損害賠償支援機構等にその業務の一部を委託する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	0	0	0	0		
		補正予算	0	0	146,679	0		
		繰越し等	0	0	139	0		
	計	0	0	146,818	0	0		
	執行額	0	0	121,886				
執行率(%)	0%	0%	83.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)	
	被害者の迅速な救済に資すること		成果実績			緊急の措置として、仮払金を請求した被害者の早期の救済に寄与した。		
			達成度					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	①東京電力福島第一原子力発電所における原子力損害賠償補償契約に基づき、東京電力から支払の請求を受けた補償金の支払割合 ②被害者から請求され、東京電力が求償に応じることが確認された仮払金の支払割合		活動実績(当初見込み)	%			①100 ②100 (①100、②100)	-
単位当たりコスト	仮払請求1件あたりの事務コスト 29.3万(円/件)		算出根拠	委託費合計1875万円/仮払金請求件数(64件)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	計							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	△	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	<p>①補償金の迅速な支払については、法令及び契約に基づき国が実施する義務を負っている。</p> <p>②仮払いについては、当初東京電力が示した観光風評被害の賠償基準等を踏まえ、予算編成時には所要の仮払い需要が見込まれたものの、昨年10月末に東京電力が当該基準の見直しを行ったことを受けて、東京電力への本賠償請求を行う被害者が増加したものと推測され、被害者からの仮払いの請求が見込を下回った。</p>
	△	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	<p>①、②ともに一部業務について随意契約による委託を行っているが、東京電力からの補償金の支払請求の内容の審査・調査には損害保険会社が有する専門知識が必要であること、仮払いに係る業務の委託先は仮払法及び同法施行令により原子力損害賠償支援機構等に限定されていることから、支出先の選定は妥当であると評価される。</p> <p>また、国による仮払の請求件数が想定を大きく下回った時点で、事務委託契約を変更するなど、コストの削減に努めている。</p>
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	△	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	<p>①補償金の支払については、民間損害保険会社では担わない填補対象について国が法令及び契約に基づき行っている。</p> <p>②仮払いについては、先述の背景もあり、被害者からの仮払いの請求が見込を下回ったため、東京電力による本賠償という他の手段と比較して実効性の高い手段であるとは評価できない。</p>
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>①補償金の支払については、被害者の迅速な救済に資するため、法令及び東京電力福島第一原子力発電所における原子力損害賠償補償契約に基づき、適切に実施された。なお、受益者である原子力事業者が国に納付する補償料のあり方については、今回の支払実績を踏まえて精査する必要がある。</p> <p>②仮払いについては、被害者からの仮払いの請求が見込を下回ったことを踏まえ、今後仮払法の実施につき検討する際は、被害者のニーズに十分留意する必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
—	所期の個別目標を達成したこと等から、平成24年度以降の予算要求は行っていない。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	新23-0089、復興-0045

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)



A.原子力損害賠償補償契約業務受託共同者			E.東京電力(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務実施費	雑役務費	73	業務実施費	雑役務費	4
	借損料	7		通信運搬費、借損料	0.2
	国内旅費	1			
	消耗品費、光熱水料、消費税相当額	3			
人件費	業務担当職員等	39			
間接経費	一般管理費(直接経費の9.56%)	12			
計		134	計		4
B.東京電力(株)			F.中小企業者(全37事業者)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
原子力損害賠償補償金		120,000	特定原子力損害填補仮払金		472
計		120,000	計		472
C.原子力損害賠償支援機構			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務実施費	雑役務費	1			
	通信運搬費、借損料	0.01			
間接経費	一般管理費(直接経費の2.31%)	0.03			
計		1	計		0
D.原子力損害賠償支援機構			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	業務担当職員等	7			
業務実施費	雑役務費	6			
	消耗品費、通信運搬費、借損料、消費税相当額	1			
間接経費	一般管理費(直接経費の2.31%)	0.3			
計		14	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	原子力損害賠償補償契約業務受託共同者	原子力損害賠償補償金額算定調査事業を委託	134	随意契約	-
2					
3					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京電力(株)	原子力損害賠償補償契約に基づく補償金	120000	-	-
2					
3					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	原子力損害賠償支援機構	特定原子力損害に係る仮払金の払渡しに係る業務を委託	1	随意契約	-
2					
3					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	原子力損害賠償支援機構	特定原子力損害に係る仮払金請求書の受付業務を委託	14	随意契約	-
2					
3					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京電力(株)	特定原子力損害に係る仮払金請求書の確認に関する業務を行うため	4	随意契約	-
2					
3					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中小企業者 A	特定原子力損害に係る仮払金	472	-	-
2	中小企業者 B	特定原子力損害に係る仮払金	263	-	-
3	中小企業者 C	特定原子力損害に係る仮払金	144	-	-
4	中小企業者 D	特定原子力損害に係る仮払金	96	-	-
5	中小企業者 E	特定原子力損害に係る仮払金	92	-	-
6	中小企業者 F	特定原子力損害に係る仮払金	83	-	-
7	中小企業者 G	特定原子力損害に係る仮払金	78	-	-
8	中小企業者 H	特定原子力損害に係る仮払金	67	-	-
9	中小企業者 I	特定原子力損害に係る仮払金	60	-	-
10	中小企業者 J	特定原子力損害に係る仮払金	60	-	-